

平成 21 年度 事業計画書

国は平成 12 年の介護保険制度創設から、医療、年金、介護等の社会保障構造改革を進めてきました。しかし、将来に亘り安心、充実した制度として定着しない中、互助組合への期待は大きくなっています。

互助組合は、平成 18 年 10 月に「互助組合事業見直し検討委員会」からの報告書(以下「答申」という。)を受け、平成 19 年度からその具体化に努め、その進捗状況を検証しつつ、課題をおさえた計画を立て対応に努めてまいりましたので、財政及び事業は安定しております。今後も療養費の給付を事業の中心に据え、経済・健康・生きがい支援事業の充実発展を期してまいります。

また、公益法人制度改革により平成 20 年 12 月 1 日「民法第 34 条の規定により設立された法人」から新制度の「特例民法法人」(5 年間経過措置付き)となりました。今後も現状の事業を継続していくためには、税制の優遇措置を受け、安定的な財政基盤を確立しなければなりません。そのためにも公益財団法人を目指し、その移行作業は「新公益法人制度移行対策委員会」により検討してまいります。

学校現場は、本年 4 月から教員免許更新制度が導入されるなど、益々多忙化してくることが予想されます。給付事業(傷病見舞金等)、貸付事業、相談事業等知らないことによる不利益を解消するためにも、互助組合事業の周知を図るよう努めてまいります。

団塊世代の大量退職期は今後数年に亘って続き、少子高齢化は益々進行してまいります。これは現職組合員の減少、退職会員の増加を意味し、財政を圧迫する要因となります。このような変化に対応できるよう、中・長期的展望のもとに計画を立ててまいります。

事業推進の源である貸付事業については、貸付需要と貸付財源の予測をしながら柔軟に対応してまいります。平成 20 年 9 月以降の世界同時不況の影響もあるのか、互助組合の住宅資金貸付も減少しています。需要の拡大を図るため、互助組合の住宅資金貸付の有利性(利率は共済組合より 0.06%低い・利率に団体信用生命保険料含む)の周知を図るとともに、本年度は、財源の目途も立ちましたので、住宅建設に必要な金額の実態から、住宅資金貸付の貸付限度額を 1,500 万円から 2,000 万円に引き上げます。また、住宅の耐震化やリフォーム等の利便を図るため、互助組合の住宅資金既貸付の借り換えを可能にし、更に充実を図ってまいります。

1 基本方針

- (1) 健全経営を図る。
- (2) 公益法人制度改革への移行対策等について検討する。
- (3) 互助組合事業の周知を図る。
- (4) 中・長期的展望のもとに計画を立て、変化に対応できる体制とする。
- (5) 貸付事業の充実を図る。

2 事業別

(1) 給付事業

答申に基づき療養費給付を中心に据えた平成 20 年度事業を継続します。

(2) 貸付事業

- ① 住宅建設に必要な金額の実態から、住宅資金貸付の貸付限度額を 1,500 万円から 2,000 万円に引き上げます。
また、組合の指定する会社で建築するときは 2,300 万円以内とします。
- ② 住宅の耐震化やリフォーム等の利便を図るため、互助組合の住宅資金既貸付の借り換えを可能にします。
- ③ 入学資金貸付を「教育資金貸付」に名称を変更し、資金使途（現在は入学費用のみ）を拡げ、利便を図ります。

(3) 福祉・文化・公益事業

① 保健事業

ア 答申で優先事業として位置づけられている保健事業は、内容の水準を維持し平成 20 年度事業を継続します。

② 文化・厚生事業

現行事業を精査（内容・ニーズ、参加状況等）し、その内容の充実を図るとともに、互助組合事業としての特長を強調した事業の開発に取り組みます。

ア 夏季講座は、現職組合員の参加が増加するよう工夫します。

イ 現代劇鑑賞として人気の高いシルク・ドウ・ソレイユ「コルテオ」鑑賞を名古屋（新ビックトップ）で実施します。

ウ フィールドワーク「尾瀬の自然にふれる会」は参加者減少のため変更し、「静岡の四季を歩く会」（仮称）を新たに実施します。

エ スポーツ観戦

（ア）「大相撲観戦」は多数の方に参加していただけるよう内容を工夫して実施します。

（イ）「F1 観戦」は開催地変更（富士スピードウェイ→鈴鹿）のため休止します。

オ 文化・芸術鑑賞事業として、新しい東京のアートの拠点「六本木アート・トライアングル」を実施します。

カ スケールメリットを利用したチケット斡旋事業の充実を図ります。

キ 支部事業

（ア）支部合同事業を推進し、支部事業の充実を図ります。

（イ）支部との連携を強化し、事業の効率化を図ります。

③ 公益事業

ア ボランティア活動支援事業の拡大を図ります。

イ 「野村万作・萬斎による狂言の世界」を富士・静岡・浜松支部にて開催します。

ウ 学校巡回公演を中部地区にて「東京アーティスツ合奏団スクールコンサート」を、西部地区にて「村上三絃道：津軽三味線スクールコンサート」を開催します。

(4) 宿泊事業

- ① 健全経営を維持するため、サンレイク美浜組合員利用料金の改定を行います。
- ② リフレッシュプラン（サンレイク美浜を利用したイベント）を継続・充実させ、サンレイク美浜・県事務局・各支部と連携して誘客に努め、健全経営を図ります。
- ③ 「浜松モザイクカルチャー世界博 2009」を誘客に活用し、利用者の増に努めます。
- ④ 事業費、管理費等を見直し、経費の削減に努めます。

(5) 退職互助部事業

- ① 答申に基づき療養費給付を最優先とした平成 20 年度事業を継続します。
- ② 現職会員への P R 活動を充実させ、退職互助部の拡充に努めます。
- ③ 地区委員の労苦に報い、支部の活性化を図るため感謝状を授与します。
- ④ 人間ドック（脳ドックを含む）検診費補助事業の充実を図るため、補助対象年齢 60 歳（定年退職年齢）を 61 歳に変更し、更に 80 歳を追加します。

(6) 特別積立金事業

- ① 退職会員が 1,500 人以下の支部の主事は、順次非常勤職員に切り替えます。
- ② 新浜松市教育会館に対する法人施設貸付を実行します。
- ③ サンレイク美浜の老朽化したボイラー等を改修します。
- ④ おしば会館の健全経営に努めます。
- ⑤ 清庵支部事務局を整備します。

3 その他

- (1) 「新公益法人制度移行対策委員会」の推進に努めます。
- (2) 保険業法改正への対応については、金融庁等の動きを見極めながら、慎重に対応します。
- (3) 互助組合事業の周知に努めます。
 - ① 「事務連絡会」を開催します。
 - ② 広報「Do You Know GOJO? 2009」を発行します。
 - ③ 互助新聞・ホームページを活用し、広報活動の充実を図ります。
- (4) 業務の効率化を図り、経費の削減に努めます。
- (5) 全教互第 44 回直営施設研究会の開催県を務めます。
- (6) 校長会、教職員組合、事務研究会及び県立学校、私立学校の組織を通して互助組合事業の周知に努めます。